

青森県報

第九号

令和元年
五月二十四日
(金曜日)

目次

- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……一
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……二

公 告

- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……二
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(保健衛生課) ……二
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……三
- 種苗生産事業者講習会の開催……………(林政課) ……四
- 建設業者の許可の取消し……………(県民局) ……四
- 出先機関
 - 土地改良区の定款変更の認可……………(三八地域) ……五
 - 右 同……………(県民局) ……五
 - 右 同……………(西北地域) ……五
 - 道路の位置の指定……………(上北地域) ……五
 - 同……………(同) ……五
- 公営企業
 - 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院管理局) ……五

告 示

青森県告示第五十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和元年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名 称	障害児通所支援事業を 行 う 事 業 所		指 定 年 月 日
	主たる事務所 の 所 在 地	名 称	所 在 地	
種 類	児童発達 支 援	運動学習支 援教室ココ ノバ黒石校 ○八	黒石市緑ヶ丘一 〇八	令和 元・六・一
名 称	社会福祉法 人伸康会	弘前市大字独狐 一 字石田一二一の一		

青森県告示第六十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

令和元年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染 病の種類	家畜の 種類	患者、疑似 患者の別	頭数	発生 の場所又は区域	発 生 日 月 年
ヨ―ネ病	牛	患畜	一	下北郡東通村	令和 元・五・七

青森県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和元年六月二十三日まで青森県土木整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

1	県道	前坂藤崎線	変更の区間 南津軽郡藤崎町大字藤崎字真那坂縁一・二四の一から 南津軽郡藤崎町大字藤崎字横松一の一まで	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
				前	一四・四〇メートルから 一九・一〇メートルまで	一、四七九・五〇メートル	
				後	三七・三〇メートルから 三七・三〇メートルまで	一、七〇七・四〇メートル	

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和元年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
令和元年五月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人弘前サクラオーバルズ
- 三 代表者の氏名
安東 元吉
- 四 主たる事務所の所在地

弘前市大字神田五丁目四の五
定款に記載された目的

この法人は、広く県民に対して、ラグビーを中心としたスポーツの普及・振興推進事業を行い、老若男女問わずスポーツを通じて教育・雇用の充実した豊かな地域社会づくりと、安全で快適な健康社会づくりの増進に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
タミフルカプセル七五 四千八百九十箱
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県健康福祉部保健衛生課
青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和元年五月九日

五 契約の相手方の名称及び住所

中外製薬株式会社

東京都北区浮間五丁目五の一

六 契約金額

九千二百四十四万二千二百七十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

国内で唯一当該物品を販売している者を契約の相手方としたものである。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
いとく浜の町店

二 弘前市大字浜の町西一丁目五の二一外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社伊徳

秋田県大館市清水四丁目四の一五

代表取締役社長 塚本徹

三 弘前市の意見の概要

1 当市の各種条例や各種計画、本件に係る意見等に十分配慮し、事業を進めるこ

と。

2 景観計画及び駐車施設の内容について、当市都市政策課と工事着手前までに協議すること。

3 店舗への利用については自家用車利用を想定しているが、計画地側の富士見橋交差点については、地域渋滞や交通事故を防止するための方策について、道路管理者及び交通管理者と協議するとともに、できるだけ公共交通機関の活用を促すこと。

4 等価騒音レベルの予測結果においては、あくまで予測であることを踏まえ、今後の状況変化には十分留意され、営業に伴い周辺住民から騒音等に関する苦情が寄せられた場合は誠意をもって対応することはもとより、苦情の発生を未然に防ぐための最大限の配慮をすること。

5 車いす等での入店が可能なスロープの設置や車いす等での入店時に手の届く位置への自動ドアの開閉装置の設置等、障がい者等に必要な合理的配慮についても検討・対応すること。

6 都市計画法第二十九条に基づく開発許可に係る許可条件及び各公共施設管理者からの指示事項・意見等、都市計画法第三十七条に基づく工事完了広告前の建築承認に係る承認条件について順守すること。

7 当該店舗出店予定箇所については、城西小学校、致遠小学校、第二中学校の通学区域になっていることから、登下校時における児童・生徒の安全に十分配慮すること。

8 店舗内における防犯や青少年非行防止の観点から、見通しを確保した商品陳列、防犯カメラの設置、制服警備員による警備強化等の対策を講じること。

9 犯罪または非行の発生場所となりやすい駐車場、荷捌き施設、建物の死角など、人通りの少ない場所については、制服警備員や従業員による定期的な巡回、照明、防犯カメラの設置等、犯罪や非行防止対策を講じること。

10 防犯や青少年非行防止の観点から、深夜営業時の警備強化を図るとともに、できるだけ深夜営業の自粛に努めること。

11 営業時間外においても、駐車場の出入口の施錠及び適切な照明の設置、警備員の巡回など、犯罪や青少年の非行防止対策を講じること。

12 警察署と連携し、店舗及び店舗周辺での事件発生時における警察への通報要領及び避難誘導措置など緊急通報体制を確立し、警察署の協力要請に応じ、地域の防犯対策や従業員の防犯教育に努めること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし
意見書の縦覧

五 意見書の縦覧

1 場所 青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間 令和元年五月二十四日から同年六月二十四日まで

3 時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項第三号イの規定により、令和元年度種苗生産事業者講習会を次のとおり開催するので、林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第九十四号）第三条の規定により公告する。

令和元年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時及び場所

開 催 日 時	年 月 日	開 催 時 間	所 在 地	会 場
	令和元年七月十二日（金）	午前九時十五分から午後四時四十五分まで	十和田市大字相坂字高清水三八七	地方独立行政法人青森県産業技術センター林業研究所十和田ほ場

二 講習科目

1 種苗に関する法令

2 種苗の産地及び系統に関する事項

3 種苗の生産技術に関する事項

三 受講者の資格

青森県内に住所を有する者で、生産事業を行おうとする者又は生産事業に従事しようとする者

四 受講手続

講習を受けようとする者は、講習会開催の十日前までに、受講申込書（申込用紙は、住所を管轄する地域農林局地域農林水産部に備付けしている）に必要な事項を記入し、受講手数料として一万四千円相当額の青森県収入証紙を受講申込書に添えて青森県農林水産部林政課に提出すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、全ての講習科目を受講した者に限り交付する。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、青森県農林水産部林政課森林整備グループ（電話〇一七―七三四―九五一三番）に問い合わせること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社菊末産業

二 代表者の氏名 菊池淑子

三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字品ノ木三四の六八

四 許可番号 青森県知事許可（特―二六）第二七九三号

五 取消年月日 令和元年五月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和元年五月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確

認められた。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、八戸平原土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月二十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和元年五月二十四日

三八地域県民局長 櫻 庭 憲 司

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、広田堰土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月二十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和元年五月二十四日

西北地域県民局長 平 野 義 一

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、沼崎土地改良区の定款の変更を平成三十一年四月二十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和元年五月二十四日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

上北地域県民局告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定によ

り、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び東北町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和元年五月二十四日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
上北郡東北町旭南四丁目三 四四の四、三四四の一、 三四四の一五及び三四四の 一六	六一・四〇メートル	六・六五メートル	令和 元・五・二〇

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年五月二十四日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

重油（日本工業規格 一種二号） 九万六千リットル

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階

三 契約の方法

一般競争入札

- 四 落札者を決定した日
平成三十一年四月二十五日
- 五 落札者の名称及び住所
富士見総業株式会社
弘前市大字紺屋町一八五
- 六 落札金額
一リットル 七十五円二十七銭六厘
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
したものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成三十一年二月十五日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭